

○**渋谷佐輔議長** ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

小関秀一議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位8番、議席番号11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 午前中からの雨も一段落で、あした、土曜日は小学校、全部ではないというふうに聞いてますが、平野なり、小学校の運動会なんかも予定されております。暑い、そして、雨が欲しいなという7月、8月の天気とは打って変わった天気が続いております。

ことは、私も百姓してから初めてくらいの暑さ、そして、野川水系については、水不足が、番水にはなったものの、不足はしなかったわけですが、白川水系、私も向こうのほうの水系の田んぼをつくっておるわけですが、場所によってはポンプ2台を回し、あと、うちからも、ひどいところについてはタンクにトラックで水をくんで、延べで4日ぐらい運んだような本当に忘れられない高温と少雨の夏でした。大分稲穂も垂れ、黄ばんできましたし、実が入りつつあります。米の収穫については、出荷の説明会やら、きのうは長井地区では農協関係の座談会等の中で、昨年度の仮払い精算金と、例年ですと、9月15日ごろ、刈り取りの前に今年度の概算金

の発表があるということではありますが、少し去年、おとしあたりから米価なり、転作等のいわゆる取り組みについても国の政策も変わったということもありますけれども、農家の考え方も少し変わってきて、転作の取り組みについては大きく、大豆等の畑作物と飼料米が非常に多くなったということがあります。飼料米については、目標の数量、収量を上げると米より有利だという部分もあるやに聞いておりますので、そうした面では、いわゆる現在作付されている食用等の品種ではなくて、多収品種が開発され、作付がされているというふうに聞いております。13俵、15俵というふうな収量がないと、国でいう有利な飼料作物、転作の収入にはならないということもありますので、そうしたかかわりの中では、品種のあり方については大分さま変わりをしているなというふうに感じております。

あともう1点、食べ物に関して、無理やり関連づけますけれども、5日の日、私と、市長もいらっしゃったわけですが、南中の2年生の修学旅行で、だがしや楽校が蒲田駅西口広場で行われまして、議長の代理という立場で応援をさせていただきました。長井の特産物、特に食べ物を中心に、生徒さんが長井のPRを兼ねて頑張っている様子を見させていただいたわけですが、2時間の予定時間の中で、時節柄エダマメとか丸ナス等の野菜については5分、10分でもう全部完売というふうなこと。あと、加工品が多くあったわけですが、加工品についても1時間もかかんねでほとんど完売というふうなことで、毎年行っている事業なので、地元の人にも応援をしてくださっているおかげもあって、にぎわいがあったなというふうに思っていました。11日は北中が梅屋敷の商店街で事業を行うということでもありますので、応援をしたいなというふうに思います。

食べ物等については、地元、地産地消とか、後継者を元気づけるような施策とか、国、県、

市挙げて取り組んでいただいているわけですが、なかなか、いわゆるグローバル化の中での農業の所得向上については非常に難しい現場の事情があるなというふうに感じております。

私も百姓して40年ぐらいになるわけですが、当時は米価上げろの農民運動というふうなことに何の違和感も感じないで諸先輩から学んだりしてきた時代から、あれは1989年、これも農協さんなり長井市の支援もいただいて、私が長井の農協青年部の時代に、ガット・ウルグアイ・ラウンドの、いわゆる自由貿易に反対する勉強とデモ行進にベルギーまで、長井市内からは似たような世代で6人参加をしたというふうな、いわゆる農業が置かれている世界的な立場の中での日本農業のあり方について学んだ経験がございました。その後、WTO、そしてつい最近についてはTPPというふうなことで、日本が置かれている農業の立場、食料生産の変遷がさまざま思い浮かべられます。

それこそもう一つ蛇足を申し上げますと、朝のNHKのBSの朝ドラの次に、最近自転車の「こころ旅」でなくて、ここ1週間は重機の、ビッグ重機の番組があるわけなんですけれども、北欧や、きょうはカナダでしたが、森林の伐採をする、超大型の重機で何万本も木を切っていくというふうなことが、私の家族なんかはすごいねというふうな、一緒に見ておったんですが、日本の森林を考えると、急斜面ですし、ああいいう森林の伐採はできないんだなというふうに思っていて見ておりました。

顧みますと、日本の農林の世界では、まず林業が輸入物にやられ、養蚕がやられ、鶏卵というか卵がやられ、畜産物、そして穀物が輸入物に価格的になかなか対抗できない歴史があったなというふうに思います。米だけはというふうな思いとか、日本の安全な食料生産を次の世代までというふうなことで思いをはせてる昨今ではありますけれども、先ほど金子議員が冒頭で、

地元の若い農家の方としゃべって夢や不安を聞いたというふうなこともあったんですが、そういうその思いを、後継者が少なくなったとはいえ、日本の安心して食べられる食料生産をどういうふうにしていくかというのは非常に大事な時期に来たなというふうにつくづく思います。

今回質問に上げました種子法廃止に伴ってのさまざまな課題、問題点について、1番目にご質問をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、この種子法の廃止に伴う請願が6月議会に出ておりまして、それについては産建委員会で検討をさまざまされましたが、なかなか難しい課題だというふうなことで継続審査になり、恐らく今定例会でも再度検討されるものと想像しておりますけれども、もう既に種子法については廃止をされたという現状であります。それは委員会でも話になったわけですが、どういう経過でなったのかほとんど知らされていなかったというふうな事情が、継続になった理由の一つにも上げられております。継続審査になった理由も、これは議員というか委員の方々のみならず、国民全体が知らないうちに種子法が廃止されたという経過があったわけですが、これについて農林課長から、この種子法が設定された目標なり経過なりについて、最初に端的に説明をいただきたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 小関議員の質問にお答えいたします。

主要農作物種子法についてでございますが、この中で規定をしております主要農作物というのは、稲、大豆、はだか麦、小麦等の麦類、それから大豆でございます。この主要農作物について、種子の生産及び普及を推進するために、種子の生産について圃場審査、その他の措置を行うことを目的として制定されたものでございます。

制定が昭和27年でございますので、戦後の食糧増産という事情を背景として、国、都道府県が主導して優良な種子を生産、普及を進める必要があるという観点から制定されたものでございます。

この法律の中では、国や都道府県に対しまして、種子の生産及び普及に対する公的な役割を明確にしております、1番として優良品種の開発、決定にかかわる試験、2として優良品種の原種、原原種の生産、これはもととなる種子の生産ということでございます。それから、3番として種子生産圃場の県知事の指定、4番として圃場審査、種子生産圃場において栽培中の主要農作物の出穂の状態であったり、穂ぞろいの状況であったり、成熟状況等の審査を行うということや、生産物審査として種子の発芽の良否、それから不良な種子及び異物混入等がないかということも審査するというので、こういうことを都道府県が行って、種子の生産を行うというのが規定されているものでございます。

○**洪谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** ありがとうございます。

昭和27年、食糧がまだ不足していた時代に、主要農産物の生産と食糧安定供給を目指してこの法律が制定され、そして長きにわたってこの種子法のもとで優良な種子が確保され、供給されて農家が生産し、国民の食糧を確保してきたという経過について説明があったわけですけども、特に日本における品種開発については、画一的な気候ではなくて、北から南の非常にさまざまな気候に適した品種の作付が問われておったわけなので、品種の開発と、現在主要農産物の生産が、例えば具体的には山形県でも近隣の農家が生産をしておりますけれども、大豆や麦等の種子の生産については、どういう現状にあるのか、これも農林課長にお尋ねをします。

○**洪谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 先ほど国や都道府県の役割を、法的な役割を答弁させていただいたわけですが、山形県の場合には、この法律の定めるところによりまして、品種の開発を行っているということでございます。種子法に基づきまして山形県では、農業総合研究センターが現在新品種の開発を行っているところでございます。

品種開発から優良品種の決定までについては、種子の交配であったり、そこからの選抜、それから特性の検定ということで、新品種のさまざまな特性を見た上で優良品種を決定するための調査を行うと。その場合には、例えば寒いところに適しているかとか、収量がどうかとか、県内でも地域によって適応性がどうかというような、そのような検査、調査をしまして、県で有望かどうかというのを判断して、その後に優良な品種が指定されるというようなことになりません。

最初の種子の交配から見ますと、10年以上の年月と予算をかけて一つの品種を開発してというような状況でございます。県では、こういう奨励品種を開発した上で、原種、あるいは原原種の種を確保しまして、それをもとに種子生産を指定する圃場において行いまして、生産者へ提供しているというような状況でございます。

○**洪谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** ありがとうございます。

種子生産の現状をお聞きしたわけですが、実際に、これは県が種子法に基づいてさまざまな取り組みを、種子生産計画に基づいて行うということでもありますけれども、例えば山形県だと今、注目の「はえぬき」とか、さまざまな品種があったと。これは例えばですが、農家側から見ますと、新潟のコシヒカリ高いから、んじゃ、みんな全国つくるかというわけにはいかねえと。これはなしてかということ、倒れやすいとか、肥料の使い方が難しいとか、さまざまなデメリットもあるというふうなことで、山形県に合った

品種を育成し、そして農家に供給して、販売戦略まで行政と農業団体が一緒になってやってきたという経過があります。

特に種子法といいますと、農家の種子確保ということだけが頭に浮かぶわけですが、こうしたこれまでの長きにわたった種子法に、消費者が、食べる側、国民の食料生産という立場で消費者はどのようなメリットを受けてきたのか。例えば、年次を追って輸入農産物等の増大があったわけですが、その辺については課長はどのようなふうに捉えておりますか。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** お答えいたします。

種子法そのものが、戦後の食糧難の時代での制定ということでございますので、その時代においてはやはり消費者が米を十分食べられるようにということで、収量の多い米の開発であったり、多くなってきたことによって消費者が米をたくさん食べられるようなことになったというふうなことであると思います。

近年においては、特にさまざまな米が各地で開発されておりますので、それぞれの好みに応じて食の嗜好性も多様化しておりますので、それに合った米を、自分に合った米を選択できると、自分に合ったおいしい米を選択できるということが近年はあるのかなというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** おっしゃるとおり、消費者にとっても非常に国内産の食料を食べるメリットというのは大きかったなというふうに思いますし、人口減、あと、さまざまな嗜好品の食べ物の増大等で、今大分米に関しては消費が減ってるというふうなことがあります。そういう理由かどうかわかりませんが、そういう理由かどうかわかりませんが、突如として昨年の閣議決定で種子法の廃止が決まって、ことしの4月から廃止されたというこの種子法については、さまざまな経緯、経過、そして山形県、

いわゆる産地に限らずでありますけれども、今まで主体となって種子を守り続けてきた県なりの情報の収集、把握、長井市にとってもではありませんけれども、についてはどういう情報なり把握をしてこられたのか、農林課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 種子法に基づいての米等の開発については、やはり県が主体となっておりますので、長井市としては法律の廃止というのは把握しておりましたけれども、特に市で何か行うということはありませんので、特に何も対応はしていないということでございます。

山形県の場合には、これまで種子を開発してきたということがありますが、種子法の廃止に伴って直ちに開発をやめるということを求めているわけではないということがありますので、県では、種子法の廃止を受けて30年4月1日から、本施行に合わせて山形県主要農作物優良種子制度基本要領を定めまして、種子法廃止後も独自の要領を定めて、廃止前と同様の開発ができるように努めているということは確認しているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** そうしますと、山形県でもこれまでどおりの、例えば試験場の人件費等予算措置については、これまでどおり確保して、種子の生産に支障のないような対応をことしもやっているというふうに確認させていただいてよろしいですか。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 県の予算ですので、その辺は詳しいところまでは把握はしていませんが、これまでどおりの体制で開発を行うということで、要領を定めて行っているということ聞いております。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 国会の廃止の議論の中でも、附帯決議でこれまでに近い形で取り組む

というふうな文言が入っているというふうに見せていただいたわけですが、当然山形県も、今現在も農業試験場等については稼働しておりますし、例えば近隣の白鷹町、川西町の種子生産農家についても変わりなく生産を続けているというふうなことでありますので、現場については余り大きな動きはなかったのかなというふうに思います。

ただ、これから危惧される生産現場の課題というのは、非常に心配される面があるなというふうに思います。いわゆるT P P絡みでの種子法の廃止、あと、例えばですが、水道法の民間に委託する法律の改正と、いわゆる身近な生活にかかわってのさまざまな取り組みの変化がこれから出てくるんでねえかなというふうに心配されます。T P Pのさまざまな議論のときは、特に外国っていうかアメリカ産を中心にして、薬とか医療とか保険が狙いだべというふうな、私もそういうふうな思いが強かったんですが、種を制する者は世界を制する、かつては種子戦争という言葉があったとおり、狙いはここだったのかなというふうなことがほとんど国会でも議論されず、私んだ農家の側も、勉強不足で知り得ないままに国会を通して廃止をされたということでもあります。

生産現場もそうですが、消費者というか、いわゆる食べる側の心配はどうなのかなというふうなことを考えますと、例えば都道府県がこういう種子の生産を、まず予算をつけないでやめたと。民間から農家の方は種を買ったらいいぞというふうな流れが主流になった場合、当然F 1なり、遺伝子組み換えの品種が横行してくるということが心配されます。食材の安全性という問題について今後心配される部分については、農林課長はどういう捉え方をされておられますか。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** お答えいたします。

食料の安全性ということについては、常に考えていかなければならないというふうに思います。農業が市民の暮らしを守って、基幹的な産業として発展していくためにも、安全・安心な農作物の普及に努めなければならないというふうに考えているところでございます。

ただいま小関議員からありましたような懸念もあるということは承知しているところでございますが、そのような不安に対応するために県では従来どおりの要領を定めて、従来どおりの種子開発ができるようにということでやっているとありますので、今後も安全な種子が提供されるということでは捉えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** ちょっと飛ばしましたので、1点だけ確認します。転作作物、先ほど飼料作物とかで多収品種がふえてるというふうなことを触れたわけですが、飼料米等で、例えばPMの品種なり、民間の品種が大分長井市内で作付されてるのかどうか、そういう多収品種等の品種の把握については、農林課では行っておりますか。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 需要に応じた米生産を実施するために、今、水田活用直接支払交付金によりまして、飼料米などへの支援を継続しているところでございますが、その中で、飼料米の作付面積は増加しているということは把握しているところでございます。市で作付されている多収品種としては、山形22号とか、あるいは「ふくひびき」というものが栽培されているのが現状でございます。

平成30年度で見ますと、飼料米については6,200アールほどございますが、そのうち3,600アールほどが多収の品種が栽培されているということで、内容を確認しているところでございます。実際にそれが栽培されているかどうかにか

については、種子伝票の写しをいただきながら確認をしているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 再度確認しますが、例えば民間の遺伝子組み換えの品種等の作付は市内ではないというふうに確認していいんだねっす。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長** 市内では栽培されてないと把握しております。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 現状はそんなに大きく変わってないよというふうな説明かというふうに思いますけども、食品の原材料の表示等、さまざま近年大きくさま変わりをするというようなことについては、TPPの議論の中でも行われてきましたし、以前からも外国からの、いわゆる外圧の中で変わってきたというふうに思います。科学的に安全なのか危ないのかというふうなデータがあるのかも無いのかも非常に不確かな点があるわけですが、特に市内の、私たち一般市民もですが、子供らが食べる学校給食、あと、お年寄りや病気の方が食べられる公共施設での食品の現状、材料の中に遺伝子組み換え等の食品なり材料があるのかなのか、その辺の把握はしておられるのでしょうか。1つは学校給食共同調理場長、あと病院等については健康課長から、報告をいただければ幸いです。

○**渋谷佐輔議長** 近藤智規学校給食共同調理場長。

○**近藤智規教育総務課長兼学校給食共同調理場長** それでは、ただいまの小関秀一議員からのご質問にお答えしたいと思います。

私からは、学校給食における遺伝子組み換え食品の使用状況についてお答えさせていただきます。

日本ではまだ、遺伝子組み換え作物の商業栽培を行っておらないということございまして、国内で生産されるものについては遺伝子組み換

えはないものと判断しております。

本市の学校給食で使用いたします、例えば肉や野菜などの食材につきましても、国内産の材料を基本として使用しておりますので、遺伝子組み換えのものではございません。

一方で、学校給食でも提供しております、例えばですけども冷凍ハンバーグなどの加工食品とか、あとマヨネーズなどの調味料等につきましては、その原材料に遺伝子組み換えがあっても表示する義務のないものも正直でございます。そういうものにつきましては、その原材料が全く含まれていないとはちょっと言い切れないところがございます。

ただ、厚生労働省におきまして、現在日本で流通する遺伝子組み換え食品については、安全性ですとか、あとアレルギーの原因の有無など、さまざまなチェックを行っております、それにつきまして食べ続けても問題はないというふうにしています。

○**渋谷佐輔議長** 手塚慶一健康課長。

○**手塚慶一健康課長** 私のほうからは、公立置賜長井病院の食材の現在の使用状況につきましてお答え申し上げます。

長井病院の患者給食業務につきましては、平成28年4月1日から業者に委託しておりますが、長井病院の報告では、委託業者の管理栄養士から確認したところ、委託を受けてから今まで遺伝子組み換え食材の使用はないと回答を得ているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 今の報告、安心しましたが、材料そのものの、いわゆる加工品、調味料等の表示の義務がないというふうなことからいけば、非常に不安なところがあるというふうには私は思います。あと、例えば納豆の大豆、国内産だったら全てよしというふうに大きく捉えたとしてもです。さまざまな私たちが口にするものについて多く含まれるということがあり得

る話でありますので、私ら自衛として自分がきちんと選択をするということと、選択のできない、例えば共同の学校給食調理場、あと病院の食堂については、きちんとした管理をぜひ今後とも行っていただければなというふうをお願いを申し上げます。

最後ですが、議員の方に資料をお配りをさせていただいたわけですが、山形県では早速、今現在パブコメをしながらということで、いわゆる条例の制定に向けて準備に入っているということでもあります。6月の県議会で集中審議をして、川西出身の船山県議が、この件については県の考え方を問いただしたというふうなことからスタートして、条例制定の骨子案まで、お配りしておる骨子案まで準備が進んで、恐らく県議の方々の話ですと、超党派で9月に制定が認められるであろうというふうなお話をいただきました。

こうした山形県の対応と、今、課長からはあったわけですが、市町村のかかわり方については、なかなかその、かかわり方が難しいというか、一步離れた部分に市町村はあるというふうに思います。特に長井の場合は種子圃場がないという産地でもありますけれども、ぜひこの点については、私たちが毎日食する食べ物の消費と生産について、東北で初めてこの条例を山形県は今検討してるということでもありますので、ぜひ制定に向けて実現をしていただきたいなというふうなことで、市長からその辺のコメントについて一言お願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答え申し上げます。

小関議員おっしゃるように、県のほうでは、仮称ではございますが、山形県主要農産物種子条例の制定に向けて現在検討されているということでもございまして、種子法廃止以前と同様に安全な種子が提供されるものと思っております。県のほうでは、これまでつや姫や雪若丸を初め

とした県産オリジナル品種を開発しております。県では、ブランド米戦国時代を勝ち抜くためのつや姫、雪若丸の高品質、良食味、安定生産を進めるとともに、農家の所得向上を掲げて省力・低コスト技術の普及拡大などの取り組みを進めております。

このような県の取り組みと、私ども長井市もちょっと立場は違うわけではございますが、連携をしっかりと図りながら、安全・安心な食料生産を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** ありがとうございます。

ぜひ連携をとってお願いをしたいなというふうに思いますし、条例制定に向けて私たちも注目をしていきたいなというふうに思います。

先ほど長井南中の修学旅行における、都市でののだがしや楽校の地元農産物なり加工品なりの宣伝、販売、紹介しましたけれども、地元農産物のブランド化というのは随分昔から言われてきたわけですが、なかなか長井のというものについては難しかったという経過があります。近年、例えば行者菜でありますとか、馬のかみしめを使った商品ですとか、あと花作大根とか、いわゆる伝統野菜といわれるような在来の、大量生産からははじかれたものですが、味のある商品、野菜等の食材がありますので、その辺については、量産なり拡大というふうなことが簡単にはいかないというふうなこともありますけれども、特に山形、長井、置賜地方は丸ナスの生産なり、漬物でも非常に有名だし、この間の南中の東京での販売も、いつきに売っちゃというふうなことがあります。丸ナスでも、マスコミでも報道されましたけども、中道の一部の生産者が種をずっと守っておられる、八ツ房なすというのかな、私も親戚がそこにいるので、毎年、種じゃなくてその苗を買って丸ナスをつくってるんですが、非常に皮が薄くておいしく

て、私の近所では評判です。丸ナスも、そういう長井での特産物になり得るようなものもありますので、ぜひこの辺の検討を、農業振興の中で検討をしていただきたいなというふうに思いますが、最後に市長からこの点についても考えをお聞きしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 山形県では、平成29年の3月に山形県農林水産業振興計画とその実施計画として、農林水産業元気再生戦略を作成しております。水田農業の収益性の向上ということで、つや姫や雪若丸等の県産米の全体のブランド振興や、スケールメリットを生かした低コスト化等により、水田農業の競争力強化と収益性向上を目指しております。

また、園芸大国やまがたの実現ということで、果樹のブランド力の強化や水田フル活用による野菜等の大規模園芸団地化、次世代型施設園芸の導入により園芸作物のさらなる拡大を目指しているということでございまして、長井市としてはこれらの県の取り組みを踏まえまして、まずは適地適作を基本とした品種の導入、また有機栽培、特別栽米などによる安全・安心の米づくりを推進していくと。

2点目は、地域重点推進作物といたしまして、アスパラガスやエダマメ、キャベツ、キュウリ、行者菜、スイカ、トマト、ナス、桃の産地化を進めていきたいと考えております。議員からもございましたけど、在来野菜につきましては、置賜地域の伝統野菜の生産振興及び流通促進並びに食文化の継承を図るなど、山形おきたま伝統野菜振興事業実施要綱を制定しまして、山形おきたま伝統野菜振興協議会を設置し、伝統野菜の普及や振興に努めております。長井市においては、花作大根や馬のかみしめ等が該当しているということでございまして、今後力を入れてまいりたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** さまざまな食材を活用しながら特産物、あとブランド化というふうな、ブランド化は量がないとなかなか拡大していかないということは確かにあるので、伝統野菜が必ずしも大きく作付され、産地になるなんていうのはなかなか難しいわけですが、米沢の雪菜とか、さまざま特産物として大事に育てて、今後ともいただければなというふうに思います。

種子法の廃止と少しかけ離れた部分もあったんですが、ぜひ農業なり食糧の、安全な食糧の確保のために努力をいただきたいなというふうに思います。

あと、大きな2番目に移ります。長井市の公共施設等の整備計画の検証についてお伺いします。

最初の1番目です。当初10年間の公共施設の計画、スケジュール、あと2番目については、概算事業費示されております。両者とも、私たち最初に資料をいただいたのは、平成28年の3月に事業費で118億1,000万円、これは素案ということで説明を受けたというふうなことであります。その後、28年の8月に整備計画の概要というふうな形で説明を受けたのが概算事業費で141億3,000万円、これについては前期と後期がありまして、前期111億円、後期で29億9,000万円、当然市庁舎を中心に、あと幸いなことに学校給食共同調理場、あと、これは長井市の公共施設の中には入ってはいないわけですが、説明をいただきました長井病院の改装等、さまざまな当初の計画よりは前倒しの部分が多くあるように進んでおります。当然、当初からも、前期5年の事業費が、非常に重心が前の5年にあって、大変な事業の進め方になるんでねえかというふうに心配しておった向きもあるわけですが、スケジュール等の変更は整備計画の中で随時行われておるというふうに思いますので、公共施設整備課長にその点の説明をいただきたいと

○**渋谷佐輔議長** 渡部和裕公共施設整備課長。

○**渡部和裕公共施設整備課長** お答えいたします。

公共施設整備計画の整備スケジュールですが、平成28年から37年までの10年間の整備計画で、前期5年、後期5年に分けて整備計画の推進を目指しているところですが、平成28年の計画策定時点におきましては、学校給食共同調理場の整備を後期5年の計画としておりました。しかしながら、建物の耐震性や老朽化が激しく、調理設備につきましても、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準等に合わない部分が多くあるとの理由から、早急な整備が必要との判断から、前期5年の前倒しとしての整備を図るものとして、平成33年度の完成を目指しているところですが、

また、公共複合施設につきましては、整備手法としてはPPPとかPFI等の民間活力を利用した整備や運営等について現在検討しているところがございます。

都市再構築戦略事業等の補助金申請を予定して、また、これらの事業の活用を予定しておりますので、時期的には平成31年度から35年の間で、後期、おおむね5年の間の完成を目指しているところがございます。

大きな変更点といたしましては、以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 前期、後期の計画変更は、さまざまな要因、あと、例えば給食調理場でありますと、子供らの安全を守る給食の提供というふうなことでは早急な対応というふうなことで、私も歓迎します。

そうしたことと相まって、いわゆる概算の事業費について先ほども前段で申し上げましたが、大分変更点が出てきたんだべなというふうに思いますが、これは実施設計がされ、確定は入札してみないとわかんねえということですが、概算の中でも、141億円の10年間

の予算の中では可能なかどうかというふうな見直しについては、どういうふうに捉えておりますか。

○**渋谷佐輔議長** 渡部和裕公共施設整備課長。

○**渡部和裕公共施設整備課長** 公共施設整備計画策定時の概算事業といたしましては、約141億円ということで計画していたところがございます。この金額には、当然新たな用地等の用地取得費等は当然含んでおりませんでした。現在の計画では、事業費の見直しについては当然基本設計及び実施設計を組んだ段階で金額が決まっておりますので、今の事業計画の段階につきましては、市庁舎についてもなんですが、建築面積、あと坪単価等により大まかな概算額、あとはまた今後の人件費でありますとか、あとは資材単価等の値上がり等も非常に懸念されているところですが、

つきまして、これからの、今現在の庁舎等につきましても、基本計画上では駅舎を含みますと大体7,000平米という計画ですけども、若干今現在、基本設計の案ということでやっておるところですが、やっぱり面積等もふえてくるということで、この141億円からはちょっとふえてくるというふうな見込みとなって、今のところは見込んでおります。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 計画より事業費がかかってくるというのは、過去の例からいうと想像されるわけですが、やっぱりよりよいものをつくるに、さまざまな要望なり意見を聞いていくと、盛りだくさんなものになったり、検討すれば建物の形状が変わってきたりというふうなことがあろうかというふうに思います。これは長年これから使っていくに、よりよい公共施設をつくるという目標からいえば、多少の我慢と財政負担を、これは負担を市民が負わなんねということについては覚悟しなねわけですが、当然2月の臨時会で場所の否決されて、3月の

最終日の採択まで市では地区ごとに、あと組織ごとに新市庁舎の説明会をして、その中でもさまざまな要望をお聞きしたというふうなことでありますので、概算の事業費についても少しずつふえていくのかなというふうに思いますけども、そういう要望と、なかなか表面に出てこない各施設の整備に伴っての維持費、あと備品代等のいわゆる整備費、これはこれまでもさまざまな施設をつくるたびに話題になったことがあります、維持費って何ぼかかるのだと。あと、例えば光熱費等も、実際に長井市には、森林組合やら建設業から長井の木材を使ってけるとか、太陽光なりエコエネルギーを利用して維持費の低下に努めるような努力というふうなことがこれからさまざま出てくるんだろうなというふうに思います。その辺も注意深く見ていきたいなというふうに思います。

そういう維持管理費も含めて、最後でありますけれども、公共施設の白書の準備のスケジュールを市長から伺いたいというふうに思います。かつて、蒲生議員から書面での意見、質問と、地区説明会等でも、将来の市民の負担等については白書等の作成が急務であるというふうなことが言われておりますし、私もかねてよりそのことについては必要を感じておりました。今後、策定のスケジュールについては、すぐにはできないんだけどというふうな回答を市民の方々にもしておられるようだし、書面の回答でもしておられますので、例えばその準備、これから進めるに当たっての担当部署等について準備があれば、市長から考えをお聞きしたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

公共施設白書については、所有する施設の状況を把握し、今後の維持管理やサービスの提供方法など、公共施設のあり方について検討するための基礎資料として作成するものというふう

に考えております。施設の状況を的確に把握することは重要と考えており、平成27年度に作成しました固定資産台帳をもとに必要な項目を追記し、施設台帳としての活用を図りたいと考えているところです。他自治体の先進事例などを参考にしながら、市民の皆様にもわかりやすい形式となるよう検討してまいりたいと考えております。

ただ、内容的にはいつ建設して、今どのぐらいの維持管理の経費がかかっているかはすぐできるわけですが、将来のいつごろ、どの程度統廃合するか、あるいは新築、改築するか判断は、171の施設全て、公共施設整備計画の維持管理費等を出してこれを明らかにするというのはかなり難しく、これは国も他の市町村も出しているところはないというふうに思っております。今後、公共施設整備計画の10年計画の後半ぐらいで、どの程度の内容の白書にするか、議会と相談しながら協議して進めていただきたいと考えております。

担当と予算については、今後検討してまいりたいと思っておりますが、現時点では、ようやく公共施設整備に本格的に着手したところですから、ある程度もう少し進行してからということと考えてまいりたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 11番、小関秀一議員。

○**11番 小関秀一議員** 市民の方と文書回答等についても、一、二年では検討時間が足りないのではないかとというふうな回答をしておられるようですけれども、やっぱり例えば今、具体的に出ております新市庁舎の維持費についてはどのぐらいかかんなんべなというのは、逆に市民の立場からは心配な部分、あと備品は、恐らくほとんど古い建物から持ってぐなんてことはできないので、備品の整備に何億かかんなんべとか、さまざまな課題が、これから実施計画が出た…

○**渋谷佐輔議長** 小関議員、時間でございます。

○11番 小関秀一議員 ああ、済みません。折りに検討されるものと思いますので、ぜひ、そのときも議論をさせていただきたいというふうに思います。
終わります。

赤間泰広議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位9番、議席番号10番、赤間泰広議員。

(10番赤間泰広議員登壇)

○10番 赤間泰広議員 公明党の赤間泰広でございます。

本日最後の一般質問になりました。大変お疲れでしょうけれども、もうしばらくおつき合いのほど、よろしく願い申し上げます。

今夏の自然災害で被災された方々に、さらには昨日の北海道地震で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

通告書に従い、質問をさせていただきます。私の質問は大きく3件であります。

初めの質問は、市民に愛される市庁舎建設についてであります。

先ごろ8月17日市議会全員協議会に、長井市新市庁舎基本設計概要案が示されました。当初2月臨時議会、3月度議会に示されましたL字型形状からI字型形状になりました。

横に細長く、またグンゼ通りから新市庁舎までの距離も同じく長い距離があります。市民の皆様を果たして使い勝手がよいのだろうか、理想的なつくりとして、駐車場から近くドア・ツー・ドアであります。2階、3階でもエレベーターをおりればすぐに市民が必要とする各課に行けるなど、使い勝手がよいものであるべきであります。さらに申し上げれば、今後確実に高齢者がふえ、移動距離・歩行距離が必ず問題に

なっておりまいます。庁舎内だけで全長167.6メートル、さらに駐車場の移動距離を含めれば、その倍以上になります。市職員においても大変な移動距離になるはずで

次は、子育て支援のさらなる充実について。

(1) 土日・祝日の子供預かりの制度化できないかであります。この質問は市民の方からのご意見・要望からであります。

ご家族においてご不幸があり、葬儀が日曜日であったそうであります。子供さんを見ていただけの方がいなく、大変であったとのことあります。確かに、長井市ではファミリー・サポート・センター(子供さんの一時預かり)がありますが、月曜から金曜日、午前9時から4時までになっています。ファミリー・サポート・センターの関係者の皆様には、大変なことをお願いしているわけであります。この場をおかりして心より感謝を申し上げたいと思います。さらにこれ以上のお願いをするのではなく、長井市の責任として制度化されていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の、(2) 障害児の夜間保育・預かりについて。

平成24年4月より放課後の学童保育についても、NPOの皆様と関係者の方々のご努力により実施していただいております。高齢者の方については、お泊まりデイサービス等、制度化されておりますが、障害児についてはないので、ぜひ検討・研究をしていただきたいということでございます。

次に、大きな3番目の質問で、安全な通学路についてであります。昨今の気象状況、変質者、交通災害など、さまざまな問題が報道されておりますが、私は通告書に記しました2件について質問をさせていただきます。

1つ目は、(1)として谷地橋西側通学路に信号機の設置がなぜできないのかであります。公明党では、ことしの6月より100万人訪問ア